大和高田市ｅスポーツ体験会開催運営業務
委託事業者選定公募型プロポーザル
実　　施　　要　　領

令和５年８月１８日

奈良県大和高田市

１　趣旨について

この実施要領は、大和高田市ｅスポーツ体験会開催運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

２　業務の概要

（１）　業務名

大和高田市ｅスポーツ体験会開催運営業務

（２）　業務の目的

本業務は、ｅスポーツの認知度及び関心度が低い高齢者や障がい者に、ｅスポーツを体験してもらうことにより、様々な活用の可能性を周知することを目的としている。

また、市内の高齢者及び障がい者を対象とする事業所や施設等で体験会を開催することで、施設等運営事業者にも活用の可能性を周知するとともに、ｅスポーツを通じ、高齢者等の情報通信機器に対する苦手意識の軽減を図り、デジタルデバイドの解消への寄与も目的としている。

（３）　業務内容

別紙「大和高田市ｅスポーツ体験会開催運営業務委託提案仕様書」のとおり

（４）　業務履行期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

（５）　委託料限度額

３，０００，０００円（消費税等含む。）

３　選定方法・配点基準

選定の方法及び配点基準は、次のとおりです。

（１）　審査委員会の設置

令和５年度大和高田市ｅスポーツ体験会開催運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、大和高田市ｅスポーツ体験会開催運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

（２）　選定方式

①審査

事業者選定は、本プロポーザルにより行い、選定に係る審査は委員会が行います。

審査は、提案評価基準（別紙）に定める配点基準に基づき審査を行い、各審査委員の評価点（１００点満点）の合計点（以下「合計点」という。）が最も高い者を受託候補者とします。

合計点が最も高い者が複数あった場合は、「提案内容」（配点６５点）の評価の合計点数が最も高い者を受託候補者とします。なお、この点数も同点であった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定します。また、受託候補者に決定した者に次いで高い評価を得た者を次点候補者とします。

受託候補者及び次点候補者に対しては、その旨を通知し、選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨を通知します。審査内容及び審査結果に関する問合せ・異議申立て等は一切できないものとします。

受託候補者については、選定後、速やかに本市ホームページにおいて公表します。

②審査における最低基準

最低基準点を合計点の７割とし、最低基準点を超える者がいない場合は、受託候補者及び次点候補者を選定しません。

③審査における審査対象者が１者の場合の取扱い

審査対象者が１者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知します。

（３） 配点基準

審査における配点は、提案評価基準（別紙）のとおりです。

４　参加資格

本プロポーザルに参加する者は、応募書類提出時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者に限ります。

（１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（３） 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。

なお、公告日から参加申込書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

（４） 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。

５　業者選定日及び募集方法

（１）　全体スケジュール

	内　容	日　程
1	公告	令和５年８月１８日(金)
2	質問の受付期限	令和５年８月２５日(金)
3	質問の回答期限	令和５年９月１日(金)
4	参加申請書等の受付期限	令和５年９月１２日(火)
5	企画提案書提出者の選出及び通知の発送	令和５年９月１５日(金)（予定）
6	提案書の受付期限	令和５年１０月３日(火)
7	プレゼンテーション及びヒアリングの開催	令和５年１０月１０日（火）
8	受託候補者の決定日	令和５年１０月１１日（水）（予定）
9	選定結果の通知文書の発送	令和５年１０月１１日（水）（予定）
10	契約締結	令和５年１０月中（予定）

（２）　参加申請

この実施要領の記載内容を全て承知し、プロポーザル方式の事業者選定に参加を申請する者は、参加申請書に必要書類を添付し、大和高田市企画政策部企画創生課に提出して下さい。

①　提出期限　　令和５年９月１２日（火）　（期間中の土/日/を除く）
午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの時間を除く）

②　提出場所　　大和高田市企画政策部企画創生課

③　提出書類　　・参加申請書（以下の様式及び添付資料）
様式１　　参加申請書
様式２　　類似業務実績（実績がある場合）
様式３　　業務実施体制
様式４　　暴力団排除に関する誓約書

・法人の場合
履歴事項全部証明書の写し（発行後３ヶ月以内のもの）

・個人事業主の場合
住民票の写し（発行後３ヶ月以内のもの）

・印鑑証明書の写し（発行後３ヶ月以内のもの）

※上記の履歴事項全部証明書の写し又は住民票の写し及び印鑑証明書の写しは、大和高田市物品購入等競争入札参加

資格者登録名簿に登録している者（以下「登録事業者」という。）については、提出の必要はありません。

④　提出方法　　持参又は郵送により提出してください。

郵送で提出する場合は、簡易書留又は書留にて、期限内に必着とします。

（３）　内容についての質問

①　受付期限　　令和５年８月２５日（金）午後５時まで

②　受付方法　　質問書（様式５）に質問事項を簡潔明瞭に記載し、電子メールにて提出して下さい。

※質問は電子メールのみとします。口頭、電話、郵送等その他の方法によるものは、受け付けません。

③　提出先　　大和高田市企画政策部企画創生課

kikaku@city.yamatotakada.nara.jp

（４）　質問に対する回答

①　回答期限　　令和５年９月１日（金）まで

②　回答方法　　質問に関する回答は、本市ホームページにおいて随時公表いたします。

（５）　企画提案書提出者の選出及び通知

①選出について　参加申請書提出者については、類似業務実績（様式２）の件数及び業務実施体制（様式３）に記載の経験年数・業務実績について書類審査（別紙「提案評価基準」の①及び③参照）し、上位５者を選出します。

なお、評価点が同点の場合は、協議の上、選出します。

②通知について　参加申請書を提出した者には、企画提案書の提出依頼（企画提案書提出依頼書）又は非選出の通知（非選出通知書）を行います。非選出通知書には、選出しなかった理由を記載します。

※非選定通知書を受けた者は、通知の翌日から起算して、５日（土/日/祝/を除く)以内にその理由を書面により求めることができます。

③通知発送日　　令和５年９月１５日（金）発送（予定）

（６）　提案書等の受付

①　提出期限　　令和５年１０月３日（火）午後５時まで

郵送で提出する場合は、簡易書留又は書留にて、期限内に必着とします。

② 受付時間　午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの時間を除く）

③ 提 出 先　大和高田市企画政策部企画創生課

④ 提出書類　・企画提案書（以下の様式及び添付書類）
様式６　企画提案書表紙
任意様式　企画提案書
仕様書の内容を踏まえ、体験会１回開催当たりのタイムスケジュール（準備に要する時間を含む。）を記載すること。
・参考見積（任意様式）
別紙「仕様書」の全ての業務（企画提案書の内容を含む）に要する費用について記載すること。
・会社概要（任意様式）　※パンフレット等で可

⑤ 提出方法　持参又は郵送により提出して下さい。
郵送で提出する場合は、簡易書留又は書留にて、期限内に必着とします。

⑥ 提出部数　８部（原本を１部、副本（写し）７部）

⑦ 留意事項　・提出書類は、全てＡ４用紙を基準とし、紙面でファイル綴じにて提出して下さい。
・提出書類の原本には、会社名及び代表者名を記載の上、代表者印を押印して下さい。
・提出書類の副本は、企業名やロゴマーク及び製品名等、提出者が特定できるようなものは一切記載しないでください。
・会社概要をパンフレットで提出する場合は、８部提出してください。

（７） プレゼンテーション及びヒアリングの開催について
委員会は、プレゼンテーションを受け、あわせてヒアリングを行います。

① 開催日時　令和５年１０月１０日（火）
午前９時から午後４時まで（予定）
※企画提案書提出者には、別途各々の開催時刻を通知します。

② 控　　室　大和高田市役所　４階　会議室３
※時間になりましたら、会場へご案内します。

③　時　　間　　事前準備　　５分

プレゼンテーション　　２０分

ヒアリング　　２０分

片付け　　５分

※企画提案書に基づき、２０分以内でプレゼンテーションを行ってください。ヒアリングでは、質問に対して、簡潔明瞭に回答してください。

④　出 席 者　　当日の出席者は、３名以内としてください。

⑤　持 参 物　　プレゼンテーションに必要な機材は、企画提案書提出者が用意してください。

スクリーン、プロジェクターは貸出可能ですので、必要な場合は、令和５年１０月５日（木）までに連絡してください。

（８）　受託候補者の決定等

①　令和５年１０月１１日（水）（予定）に評価順位が第１位の者を受託候補者に確定し、順次、以下の交渉権者の順位を確定します。

②　選定結果は、全ての参加者に簡易書留郵便により通知します。発送日は、令和５年１０月１１日（水）を予定しています。

③　選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

（９）　仕様書等の確定の協議

委員会より受託候補者の確定の通知を受けた市長は、受託候補者と協議の上、仕様書（提案書を含む。）の内容を確定します。

※協議は、市長に代わり当該業務を所掌する企画創生課の担当職員が行います。

（１０）　次点候補者との協議

次の場合は、次点候補者と交渉を行います。次点候補者の交渉権者には、企画創生課の担当職員から別途連絡します。

①　受託候補者が参加資格を有しなくなったとき。

②　受託候補者が辞退の届出をしたとき。

③　受託候補者との協議が不調となったとき。

（１１）　契約締結予定者の決定及び契約手続

（９）又は（１０）の仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、その旨を連絡します。連絡を受けた契約締結予定者は、契約の相手方である

ことを知った日から１０日以内の間に契約を締結（令和５年１０月中旬に締結予定）する義務を負います。契約締結の事務は、企画創生課にて行います。

6　委託料（限度額）

委託料の上限額は、以下のとおりです。

３，０００，０００円（消費税等含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものです。

7　棄権・失格

次の各号に該当する場合は、棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外します。

（１）　提案書の提出日に提出しなかった者

（２）　提案書に虚偽の内容を記載した者

（３）　この実施要領に違反又は逸脱した者

（４）　その他本市の指示に従わない者

8　留意事項

（１）　重複提案の禁止

提案は、１事業者につき１案とします。

（２）　書類の返却

提出された提案書等は、一切返却しません。

（３）　提出期限後の書類の差替え等の禁止

提出期限後における書類等の差替え、再提出は認めません。ただし、審査のために委員会が必要と認め、資料の差替え、再提出を求める場合には、申請者は資料の補正、追加資料の提出に応じなければなりません。

（４）　費用負担

参加申請書、質問書、提案書等の作成及び提出、その他この実施要領に基づく手続に係る一切の費用は、参加申請者の負担となります。

（５）　提出書類等の無断使用禁止

提出された参加申請書、質問書、提案書、その他の提出資料は、事業者の審査及び選定以外に、参加申請者に無断で使用することはありません。

（６）　辞退届

参加申請書を提出した後に自己の都合により、申請を辞退する場合には、辞退の

届出（様式は任意）をして下さい。なお、辞退者に対し、その後において不利益な取扱いを行うことはありません。

（７）　申請書類

申請書類の押印については、登録事業者で使用印鑑届の届出がある場合は、届出されている印で、それ以外の事業者については実印での提出となります。

（８）　その他

提出された書類等は、大和高田市情報公開条例（平成１０年条例第２５号）に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となります。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があります。なお、委託事業者選定期間中においては、決定に影響するおそれがあるため、全て非公開とします。

９　問い合わせ先

〒６３５－８５１１

奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市企画政策部企画創生課

担当　佐藤・米田

TEL：０７４５－２２－１１０１

電子メールアドレス：kikaku@city.yamatotakada.nara.jp